

千葉市農政センターリニューアル施設整備業務委託仕様書

1 委託名

千葉市農政センターリニューアル施設整備業務委託

2 目的

本市農業の成長産業化を目指し、「スマート農業実証フィールド化」、「栽培試験・研修の強化」「農業技師の指導力強化」の3つの方向性をもって農政センターを機能強化するリニューアルプランを策定している。

リニューアルのフラッグシップとなるSDGsに対応したイチゴ栽培施設を整備することにより本市の都市農業の特性を活かした施設園芸推進、生産技術の向上、担い手の確保育成、農業技師の指導力の強化を図る。

3 委託場所

千葉市若葉区野呂町 714-3

(別紙 千葉市農政センターリニューアル施設整備業務委託 位置図参照)

4 委託期間

契約締結日から令和4年11月30日まで

5 業務対象施設及び内容

(1) 燃油削減技術実証と収益性向上の実証を行うイチゴ栽培用施設整備

イチゴ栽培施設(栽培試験用1棟・研修用1棟)を指定した場所に整備するとともに、「千葉市SDGs対応型施設園芸推進協議会(以下「協議会」という)」が行う燃油削減技術実証と収益性向上実証を効果的に実施できるよう、指定した機器の導入準備、調整を行うとともに、必要な電力を供給する電気設備を整備する。

業務	対象施設	内容
詳細設計	イチゴ栽培施設(栽培試験用1棟、研修用1棟)・電気設備	イチゴ栽培施設は温室8・9号を撤去し跡地に整備する。 各棟床面積500㎡程度とする。 イチゴの栽培方法は高設栽培とし、省力化や効率化を図る栽培装置他付帯設備を整備する。 環境制御による栽培管理ができるものとする。 ※別紙燃油削減技術実証計画に基づき、栽培試験用施設では農林水産業でのゼロエミッションを見据えたオール電化、研修用施設は燃油削減技術の普及を視野にしたハイ

		ブリット実証を行う。なお、協議会が導入する設備が配置できるよう計画する。
既存温室撤去	温室 8 号 (498 m ²) 9 号 (498 m ²)	イチゴ栽培用施設用地を確保するため、既存温室 2 棟を撤去する。
イチゴ栽培施設整備 (栽培試験用 1 棟・ 研修用 1 棟)	イチゴ栽培施設 (栽培 試験用及び研修用)	詳細設計に基づき温室 8・9 号撤去跡地に整備する。
電気設備整備		イチゴ栽培用施設へ必要な電力を供給する電気設備を整備する。
燃油削減技術実証設備 の導入調整	イチゴ栽培施設 (栽培 試験用及び研修用)	燃油削減技術実証計画に基づき、協議会と調整の上設備導入に向けた調整を行う。

(2) イチゴ育苗用施設整備

業務	対象施設	内容
詳細設計	温室 3 号 (220 m ²) 4 号 (163 m ²)	温室 3・4 号の施設の躯体を活用しガラスからビニルハウスにするとともに、2 棟でイチゴ苗合計 1 万株の生産能力を持った設備にリノベーションする。
イチゴ育苗用施設への 改修	温室 3・4 号	詳細設計に基づき整備する。

6 施設整備に当たっての条件

- ・本業務を受託したもの（以下「受注者」という）は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守すること。
 - ・受注者は業務の実施に当たっては、市と協議を行い、その意図や目的を十分理解した上で適切な人員配置のもと進めること。
 - ・受注者は、業務の進捗に関して市に対して定期的に報告を行うこと。
 - ・受注者は自社の社員の中から、主任技術者(管理技術者)及び主任担当技術者を選任し市に報告すること。
 - ・5（1）については燃油削減技術実証を行うため、令和 4 年 10 月末まで竣工し、11 月からイチゴ栽培を行えるよう整備する。
 - ・電気設備及び給水については既存設備に接続する。
 - ・給排水図面など必要な図書は別途配付する。
- なお、配布した資料はこれを公表、貸与してはならない。
- ・農業用施設の設計に当たっては、「園芸用施設設計施工標準仕様書(一社)日本施設園芸協会」に準じ、地域に適した適切な強度を確保すること。
 - ・電気設備の整備に当たっては、原則として「公共建設工事基準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建設工事改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」に準拠して設計・施工すること。ただし、準拠出来ない特別な事情が生じた場合は別途協議により決定する。

7 業務計画書の提出

- (1) 受注者は契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上市に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務計画書には次の事項を記載すること
 - ア 業務内容、業務遂行方針
 - イ 業務詳細工程
 - ウ 業務実施体制及び組織図
 - エ 主任技術者(管理技術者)、主任担当技術者及び経歴書
 - オ 再委託がある場合は再委託先の概要及び担当技術者一覧
 - カ その他、市が必要とする書類

8 成果物

以下の成果物を期日までに納品する。

成果物	内容	提出期限
設計図書	製本2部、データ一式	着工前まで
竣工図書	製本2部、データ一式	完了検査前まで
工事記録	製本2部、データ一式	完了検査前まで

<電子データ>

最終版は、PDF形式及びオリジナル形式にて納品すること。

オリジナル形式については、文書データはMicrosoft Wordを使用して作成し、図表などはMicrosoft Excel又はMicrosoft PowerPointを使用して作成すること。

なお、Windows10で開くことができる形式とすること。

また、使用した写真データ(Jpeg形式)やCADデータ(データ形式は、市及び受注者双方の協議による)についても、オリジナルデータを提出すること。

9 議事録等の作成

- (1) 市との打合せ・協議を行う際には、あらかじめ協議事項を連絡すること。終了後に議事録を作成した上で速やかに提出し、内容に疑義がある場合は速やかに補正すること。
- (2) 打合せ等において生じた課題については、議事録とは別に一覧にまとめること。
また、一覧は受注者・市が対応すべきものに分け、それぞれ対応期限を明記すること。

10 契約に関する条件

- (1) 本業務で作成された成果品の著作権は、市に帰属する。
- (2) 成果品等について、受注者が第三者の有する知的財産を使用する場合には、その使用に関するすべての責任は受注者が負わなければならない。

9 業務の再委託について

- (1) 受注者は、受託した業務を一括として第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、事前に市と協議し、承認を得た上で業務の一部を委託することができる。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に、本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対する全ての責任を負うものとする。

10 その他

- (1) 受注者は、本業務実施に当たり、随時市の担当職員と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受注者は、業務の進捗状況について、適宜市に報告を行うこと。
- (3) 受注者は、本仕様書の解釈に疑義のある事項及び仕様書に定めのない事項は、事前に市に報告し、市の指示に従わなければならない。
- (4) 受注者が本委託業務の遂行に当たり知り得た、市、参加企業等の情報及び個人情報の取り扱いについては、法令に基づき厳重に管理を行い、本委託業務終了後も、他への開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。
また、それらの委託者、事業者等の情報及び個人情報の漏えいにより生じた損害については、全て受注者の責任において処理すること。
- (5) 受注者が、本業務委託の遂行に関連し、第三者へ損害が発生した場合、その損害が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、受注者の責任においてその損害を賠償すること。
- (6) 本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策、事故防止等、安全の確保に十分配慮すること。